

様式1（行政手続法適用：個票番号101）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月14日作成

処 分 名	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付	
根 拠 法 令 名	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）	
根 拠 条 項	第91条第2項	
根 拠 条 文	<p>前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の規定により、地方自治法施行令第91条第1項の「条例制定又は改廃請求代表者証明書」の交付申請があつた場合</p> <p>上記根拠条文の規定により厚岸町選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、当該代表者が選挙人名簿に登録された者であることを確認した際に証明書を交付するものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	8日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	3日（機関名：厚岸町選挙管理委員会）
	協 議 機 関	3日（機関名：厚岸町選挙管理委員会）
	処 分 機 関	2日（機関名：総務課総務係）
所 管 部 署	総務課総務係	
備 考		

様式 1 (行政手続法適用：個票番号 1 0 2)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1 月 14 日 作成

処 分 名	副町長等の解職請求代表者証明書の交付	
根 拠 法 令 名	地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)	
根 拠 条 項	第121条	
根 拠 条 文	第91条から第98条まで、第98条の3及び第98条の4の規定は、地方自治法第86条第1項の規定による副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。(以下略)	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第86条の規定により、地方自治法施行令第121条により準用される同令第91条第1項の「副町長の解職請求代表者証明書」の交付申請があった場合</p> <p>上記根拠条文の規定により厚岸町選挙管理委員会に対し、副町長の解職請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、当該代表者が選挙人名簿に登録された者であることを確認した際に証明書を交付するものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	8 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	3 日 (機関名：厚岸町選挙管理委員会)
	協 議 機 関	3 日 (機関名：厚岸町選挙管理委員会)
	処 分 機 関	2 日 (機関名：総務課総務係)
所 管 部 署	総務課総務係	
備 考		

様式1（行政手続法適用：個票番号103）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月12日作成

処 分 名	臨時運行の許可	
根 拠 法 令 名	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）	
根 拠 条 項	第34条第2項	
根 拠 条 文	前項の臨時運行の許可は、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長（「行政庁」という。次条において同じ。）が行う。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり</p> <p>道路運送車両法第35条及び厚岸町自動車運行許可取扱規則（平成5年厚岸町規則第18号）の基準に適合する場合に許可する。 具体的内容は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規登録、継続検査、その他の検査のために必要な車両の提示のための回送、その他特に必要があると認められる目的による回送であること。 2 運行の経路が、その目的を達成するために必要な経路であること。 3 運行期間が、運行の目的・経路を勘案して5日を超えない必要最小日数であること。 4 臨時運行の許可期間が自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済）の保険期間内であり、保険期間の最終日にかからないこと。 5 自動車検査証等自動車の同一性が確認できる書類、自動車損害賠償責任保険証明証（自動車損害賠償責任共済証明書）及び本人確認のできる書類の提示があること。 6 自動車臨時運行許可申請書（台帳）に記載漏れがなく、自動車検査証等のとおりに記載されていること。 	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 日
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1 日（機関名：総務課総務係 ）
所 管 部 署	総務課総務係	
備 考		